

別紙様式14

東北農政局入札等監視委員会 審議概要

(ホームページ掲載日： 令和8年1月23日)

開催日及び場所		令和7年12月8日(月) 仙台合同庁舎A棟7階会議室	
委員		大泉 裕一(公認会計士・税理士) 田中 賢志(ジャーナリスト)	
審議対象期間		令和7年7月1日～令和7年9月30日	
審議対象案件		135件 うち、1者応札案件 14件 契約の相手方が公益社団法人等の案件 0件	
抽出案件		6件 うち、1者応札案件 1件 (抽出率 4.4%) (抽出率 7.1%) 契約の相手方が公益社団法人等の案件 0件 (抽出率 - %)	
工事	一般競争		2件 うち、1者応札案件 1件 契約の相手方が公益社団法人等の案件 0件
	指名競争	公募型指名競争	0件 うち、1者応札案件 0件 契約の相手方が公益社団法人等の案件 0件
		工事希望型指名競争	0件 うち、1者応札案件 0件 契約の相手方が公益社団法人等の案件 0件
		その他の指名競争	0件 うち、1者応札案件 0件 契約の相手方が公益社団法人等の案件 0件
	随意契約		0件 うち、1者応札案件 0件 契約の相手方が公益社団法人等の案件 0件
抽出案件内訳	一般競争		1件 うち、1者応札案件 0件 契約の相手方が公益社団法人等の案件 0件
	指名競争	公募型指名競争	0件 うち、1者応札案件 0件 契約の相手方が公益社団法人等の案件 0件
		簡易公募型指名競争	0件 うち、1者応札案件 0件 契約の相手方が公益社団法人等の案件 0件
		その他の指名競争	0件 うち、1者応札案件 0件 契約の相手方が公益社団法人等の案件 0件
	随意契約	公募型プロポーザル	0件 うち、1者応札案件 0件 契約の相手方が公益社団法人等の案件 0件
		簡易公募型プロポーザル	1件 うち、1者応札案件 0件 契約の相手方が公益社団法人等の案件 0件
		標準型プロポーザル	0件 うち、1者応札案件 0件 契約の相手方が公益社団法人等の案件 0件
		その他の随意契約	0件 うち、1者応札案件 0件 契約の相手方が公益社団法人等の案件 0件
物品役務	一般競争		2件 うち、1者応札案件 0件 契約の相手方が公益社団法人等の案件 0件
	指名競争		0件 うち、1者応札案件 0件 契約の相手方が公益社団法人等の案件 0件
	随意契約(企画競争・公募)		0件 うち、1者応札案件 0件 契約の相手方が公益社団法人等の案件 0件
	随意契約(その他)		0件 うち、1者応札案件 0件 契約の相手方が公益社団法人等の案件 0件
(特記事項) なし。			

	意見・質問 (詳細に記述すること。)	回答等 (詳細に記述すること。)
委員からの意見・質問、それに対する回答等	別紙のとおり。	別紙のとおり。
委員会による意見の具申又は勧告の内容 [これらに対し部局長が講じた措置]	なし。 なし。	

事務局：

(注1)必要があるときは、各事項を著しく変更することなく、所要の変更を加えることができる。

(注2)公益社団法人等とは、公益社団法人又は公益財団法人（一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第42条第1項に規定する特例社団法人又は特例財団法人を含む。）をいう。

別 紙

委員からの意見・質問、それに対する回答

意 見・質 問	回 答 等
<工事編>	
(和賀中央農業水利事業 下堰幹線用水路 (その11) 工事)	
入札執行調書で無効となった理由は何か。 入札前の無効とは入札期限に届かなかったということ。 入札があって初めて業者がわかるわけではなく、その前に何かあるのか。 結果的に1番高い価格で入札した者が落札している。低入札ヒアリングが負担で辞退するようだが、ヒアリングを負担低減できないか。	無効は6者で、うち低入札ヒアリング辞退による無効が5者、入札書不着による無効が1者である。 然り。 入札前に競争参加資格確認申請書の提出があり、競争参加資格要件が確認できれば入札が可能となる。 品質確保の実効性及び施工体制確保の確実性を確認するためにヒアリングを行っている。低入札の場合、資材費や人件費等の必要な経費が見込まれているか、求める品質が確保されるか等を厳格に確認する必要がある。
(令和7年度 防災情報ネットワーク事業 浅瀬石川地区他防災情報システム更新工事)	
落札業者が既存システムを熟知しているため、他の業者が敬遠し1者応札と推察するならば、今後の更新工事も当該業者の1者応札となるのではないか。	今回の入札は1者であるが、過去の類似工事では競合している。

<p>低入札価格調査は予定価格の何%以下の時に行うのか。</p> <p>システムはどこが開発したのか。</p> <p>システムの更新ができる業者は限られているのか。</p> <p>ポンプの部品交換のように最初の納入業者がその後のメンテナンスも行っていると思うが、本システムは違うのか。</p> <p>1件目の抽出案件工事も、当該工事も低入札であるが、一方は低入札者が全員ヒアリングを辞退し、当該工事ではヒアリングに応じている。当該工事の低入札ヒアリングは負担にならなかった又はどうしても低入札者が契約したかったのか。</p> <p>当該工事は物品の購入に近いと思われるがどうか。</p>	<p>割合は案件によるが、低入札価格調査は、入札執行調書の右下に記載されている調査基準価格を下回った場合に行う。</p> <p>システムは農林水産省で開発したものである。</p> <p>どの業者でも可能である。</p> <p>このシステムのサーバーは市販のものであり、設定も公表しているのでどの業者でも施工が可能である。</p> <p>1件目の抽出案件工事は土木工事で多数の下請業者が必要となる。当該工事の施工業者は全て自社で施工している。サーバーのスペック等も毎年同様のものを使用し技術的な資料も揃っている。</p> <p>セットアップと中央防災センターとの通信の調整・確認があるため工事としている。</p>
<測量・建設コンサルタント等業務編>	
(十三湖農地防災事業 芦野頭首工用地調査業務)	
<p>実際に建物に損害が生じたのか。具体的にどのようなものか。</p> <p>それは居住者がいる住宅か。</p> <p>工事との因果関係により認定すると思うが、誰が認定するのか。</p> <p>損害が発生した住宅と倉庫の所有者は同じか。</p>	<p>もともとある壁の亀裂や建具の隙間が工事により更に広がったことや、戸が閉まりにくくなったり、また、壁の亀裂が新たに発生している。</p> <p>住宅及び倉庫である。</p> <p>受注業者の補償士等の専門技術者が判断している。</p> <p>所有者は別である。</p>

<p>一般的に隣地での解体工事により住宅等が損害を被ることはそんなにあることなのか。</p> <p>慎重に解体するより、重機で一気に解体するほうが効率的ということか。</p> <p>当初契約は建物に何も損害が発生していない場合の金額で、変更後の金額は損害が発生しその対応を含む金額ということか。</p>	<p>重機により施工しているため振動が発生し、損害を与えることがある。</p> <p>慎重に解体しているがどうしても振動は発生するということである。</p> <p>然り。</p>
<p>(横手西部農業水利事業 横手西部地区排水管理検討 (その2) 業務)</p>	
<p>検討業務とは、現場を調査し、どのようにしたら良いかを検討する、いわゆる設計の前段階ということか。</p> <p>落札率が低い理由は何か。</p>	<p>然り。</p> <p>予定価格に対して 10%低い金額となっていることから、税抜き価格で応札したと推察される。</p>
<p><物品・役務編></p>	
<p>(東北農政局酒田市庁舎敷地地下水水質及び土壤調査・入替検討業務)</p>	
<p>予定価格と入札価格に大きな差がある理由はボーリング機械を自社で保有していることによるものなのかな。</p> <p>外注に出すとしてもこのように大きな差が生じる理由は何か。</p>	<p>落札者はボーリング機械を自社で保有しており、手持ち機械として使用できることから経費の節減が可能と推察される。一方、他の2者はボーリング機械を自社で保有しておらず外注対応となるために費用がかかると考えている。</p> <p>本業務は調査と解析の2つの部分で構成されているが、業務全体に占める割合は調査が約8割、解析が約2割である。そのため、調査部分のコスト差が大きく影響している。</p>

この機械の販売価格はどれぐらいか。	調べた限りでは2千5百万円ほどである。
(東北農政局弘前市庁舎敷地地歴調査業務)	
地歴調査とは、過去の有害物質を調べる業務とのことだが、どれぐらい遡って調査するのか。一般的に考えれば江戸時代はないと思うが、どれぐらいまで遡って調査できるものか。	文献などが確認できる範囲で、可能な限り調査する。
今回の調査はどれぐらい遡っているか。	業務の成果品が手元になく断定できないが、昭和の時代と思われる。
予定価格の積算方法は参考見積によるものか。	参考見積に加え、公表している歩掛を踏まえて積算している。
5者からの入札があるが、落札者と他の入札者で価格差がかなりあるが、どのような理由か。	高度な技術を要する業務ではないため、受注意欲が高まり、その結果としてこのような入札額になったものと推察する。
東北財務局へ土地を返却する場合は、その前に土地の地歴を調査しなければならないということですか。	然り。
仮に農政局側の原因で汚染等が発生しているとすれば、何か補償はするのか。	農政局側の原因で汚染等したのであれば、汚染等の除去を行った後、引き渡すことになる。
農政局の責により汚染されたのでなければ、そのままよいのか。	汚染の状況、発生要因等により判断されると考える。